

平成21年11月7日から戸籍事務が電算化されます

戸籍は、生まれてから死亡するまでの身分関係を登録した最重要な公簿です。明治5年の戸籍法施行以来、戸籍は手書き、またはタイプライターで記録管理されてきましたが、大崎町では、住民窓口サービスの向上と事務の効率化を図るため、本年11月7日からの稼働を目指して、戸籍事務の電算化の準備作業を進めています。

この戸籍事務の電算が稼働しますと、戸籍の内容が大きく変わることになりますので、その主な変更点等についてお知らせします。

対象は大崎町に本籍がある人です

戸籍が電算化されるのは、大崎町に本籍がある人の戸籍です。住民登録がなされていても、本籍が町外にある人の戸籍は対象外です。住民登録が縦書きから横書きに変更します

これまでの戸籍は『縦書き』の文章で書かれていましたが、電算稼働後は『横書き』になり、記載内容も項目化され、分かりやすくなります。また、数字は漢数字から算用数字になりますので、読みやすくなります。

証明書の名称が変わります

戸籍謄本（全員） ↓ 全部事項証明書
戸籍抄本（一人） ↓ 個人事項証明書

※ 交付手数料は、これまでと同じです。

証明書交付までの時間が短縮されます

これまでの戸籍は、タイプライター等で記載していたため、出生や婚姻などの届出がなされてから戸籍謄本等の交付まで4〜5日かかることもありましたが、電算化により、この時間が大幅に短縮できます。

人名文字の確認にご協力ください

戸籍の電算化後の文字は、常用漢字、人名漢字、その他の漢字辞書に載っている文字で記載されます。このため、戸籍の『氏』または『名』の文字が、戸籍で使用できない文字（誤字等）で記載されている場合は、正しい文字（正字）で記載されます。

※ これに該当する方々には事前に文書でお知らせしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

廣	↑	廣	廣	廣
越	↑	越	越	越
齋	↑	齋	齋	齋
濱	↑	濱	濱	濱
邊	↑	邊	邊	邊
邊	↑	邊	邊	邊

▲ 使用できない文字とそれに対応する文字（例）

〈現在の戸籍〉

本籍		鹿兒島県曾於郡大崎町假宿千貳拾九番地	
氏名		大崎 太郎	
戸籍事項		昭和四拾年参月参日 鹿兒島県曾於郡大崎町で出生同月八日 父 藤田 入籍 平成元年八月参拾日 大崎太郎と婚姻届届出鹿兒島県曾於郡大崎町野方 千貳拾九番地大崎一郎戸籍から入籍	
出生	父	母	妻
昭和四拾年参月参日	藤田 太郎	野方 次郎	野方 次郎
父	母	妻	妻
大崎 一郎	富子	大崎 太郎	大崎 太郎
父	母	妻	妻
大崎 一郎	富子	大崎 太郎	大崎 太郎

〈電算化後の戸籍〉

本籍		鹿兒島県曾於郡大崎町假宿1029番地	
氏名		大崎 太郎	
戸籍事項		【改製日】 平成21年11月7日 【改製事由】 平成6年法律令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記載されている者		【名】 太郎 【配偶者区分】 夫 【生年月日】 昭和38年4月2日 【父】 大崎一郎 【母】 大崎富子 【続柄】 長男	
身分事項		出生 【出生日】 昭和38年4月2日 【出生地】 鹿兒島県曾於郡大崎町 【届出日】 昭和38年4月8日 【届出地】 父	
婚姻		【婚姻日】 平成元年8月30日 【配偶者氏名】 野方次郎 【従前戸籍】 鹿兒島県曾於郡大崎町假宿1029番地 大崎一郎	
戸籍に記載されている者		【名】 桃子 【配偶者区分】 妻 【生年月日】 昭和40年3月3日 【父】 野方次郎 【母】 野方花子 【続柄】 長女	
身分事項		出生 【出生日】 昭和40年3月3日 【出生地】 鹿兒島県曾於郡大崎町 【届出日】 昭和40年3月8日 【届出地】 父	
婚姻		【婚姻日】 平成元年8月30日 【配偶者氏名】 大崎太郎 【従前戸籍】 鹿兒島県曾於郡大崎町野方6122番地1 野方次郎	

発行番号 00000001
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。
平成21年11月9日
鹿兒島県曾於郡大崎町 東 靖弘 職印

【お問い合わせ先】 大崎町役場 住民課 住民年金係 Tel 476-1111 (内線122)